

●香川県告示第76号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領
香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表（第2条―第4条・第9条関係） <table><tr><th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>（刑罰） 16 個人又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</td><td>略</td></tr><tr><td>17～21 略</td><td></td></tr></table>	措 置 要 件	期 間	1～15 略		（刑罰） 16 個人又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略	17～21 略		別表（第2条―第4条・第9条関係） <table><tr><th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>1～15 略</td><td></td></tr><tr><td>（刑罰） 16 個人又は代表役員等が禁錮^ニ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮^ニ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</td><td>略</td></tr><tr><td>17～21 略</td><td></td></tr></table>	措 置 要 件	期 間	1～15 略		（刑罰） 16 個人又は代表役員等が禁錮 ^ニ 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮 ^ニ 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略	17～21 略	
措 置 要 件	期 間																
1～15 略																	
（刑罰） 16 個人又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略																
17～21 略																	
措 置 要 件	期 間																
1～15 略																	
（刑罰） 16 個人又は代表役員等が禁錮 ^ニ 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮 ^ニ 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	略																
17～21 略																	

- 附 則
（施行期日）
- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の別表16の項の規定の適用については、この要領の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。
- 3 改正後の別表16の項の規定の適用については、禁錮以上の刑を宣告された者は、拘禁刑を宣告された者とみなす。